

子どもたちのすこやかな成長のために

教育基本法の改悪を

やめさせましょう

日本共産党

「教育の憲法」といわれる教育基本法。
政府は、その改定案を国会にだしました。
「子どもたちのため、教育をよくしてほしい」と、
だれもが願っています。
しかし、この改定案はその願いとは正反対の
よこしまなねらいをもった改悪案です。



“国を愛せ”などの「徳目」を

法律で強制するのは憲法に反します

政府の改定案は、「国を愛する態度」など20項目もの「徳目」をかかげ、その「目標達成」を学校と子どもたちに義務づけようとしています。

私たちは、ほんとうの意味で国を愛する心や、他国や他民族を敵視せずに、諸民族友好の精神をつちかうことなど、

市民道徳を教えることは大切だと考えています。

しかし、それは法律で義務づけ、強制されてつくられるものではありません。「教育勅語」で、子どもたちに12の「徳目」を強制し、軍国主義をささえる人間をつくった戦前の教育——この歴史を、くりかえしてはなりません。

教育を権力が統制し

“国策にしたがう人間”をつくるのがねらいです

教育は、ときの政府のためではなく、国民全体に責任をおっておこなわれるべき——教育基本法は、教育が国家権力の統制下におかれた戦前の反省から、こう明快にさだめました。ところが政府の改定案は、それをそっくり削り、教育を、政府の決める計画どおりにやることにしています。

そのねらいは、国がやることに従順にしたがう子どもたちをつくりだすことです。憲法改定で「海外で戦争する国」にして、そういう国に忠誠を誓わせ、弱肉強食の競争経済で「負け組」になっても文句をいわない——こうした人間づくりです。

日本共産党は、このくわだてにきびしく反対し、子どもたちの成長を願う広範な人びと、平和と人権、民主主義を大切にするすべての人びとと手をたずさえます。

教育基本法の改悪をやめさせるために国民的な運動をまきおこしましょう。



2006年5・6月号外
(1952年5月30日 第三種郵便物認可)

発行●日本共産党中央委員会 〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7

「しんぶん赤旗」をぜひお読みください。お申込みは下記まで

TEL03-3403-6111(代表) FAX03-5474-8358 ホームページアドレス <http://www.jcp.or.jp>

日本共産党の見解を紹介
します。あなたのご意見、
ご感想をおよせください。